

- ◇ 各大学は、主体的にガバナンス体制の総点検・見直しを行い、教育・研究・社会貢献の機能を最大化。責任の所在を再確認するとともに、権限の重複排除、審議手続の簡素化、学長までの意思決定過程の確立を図る。
- ◇ 国は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、効果的な制度改正とメリハリある支援を実施。
- ◇ 社会は、大学と積極的に関わり、学長のリーダーシップを後押し。

現状

- 「教学面」(学校教育法等)と「経営面」(国立大学法人法等)は別々の法体系でガバナンス。
- 国公立大学法人には、教授会等に教員人事の決定権を認めた法律(教育公務員特例法)は適用されない。学長・学部長の選考や教員の採用等の手続は、任命権者である学長・理事長の下で自由に整備可能。
- 現行法では、以下のように関係規定は整備されている。

学長は、教育研究に関する最終決定権、所属教職員に対する指揮監督権を有すること

国立大学長の任命・解任は、学長選考会議の申出により行うこと

教授会選考会議

教授会は教育研究の審議機関であり、議決機関ではないこと

社会環境の急激な変化

社会からの期待の高まり

内部規則・慣習の見直し必要性

教員の意識改革

大学の自主的・自律的なガバナンス改革を、国が制度改正、予算等で強力に後押し

1. 学長のリーダーシップの確立

[学長補佐体制の強化]総括副学長等の設置、高度専門職の創設、SD・IRの強化、大学運営会議や全学機構の活用
[人事]ポストの再配置、選考の適正性の確保、業績評価に応じた給与制度、年俸制の導入、若手ポストの拡充
[予算]学長のビジョンに沿ったメリハリある予算編成・配分、学長裁量経費、全学経費の確保
[組織再編]ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて、学長が責任を持って改革を推進

2. 学長の選考・業績評価

◆ 選考組織が主体性を持って大学のミッション、求めらるる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して、決定
 ◆ 安定的な運営ができる学長任期の設定
 ◆ 学長選考組織や監事による学長の業績評価、不適格者の解任

3. 学部長等の選考・業績評価

◆ 学長のビジョンを共有できる学部長等の任命
 ◆ 学長による学部長等の業績評価

4. 教授会の役割の明確化

◆ 教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の教育研究業績審査等を審議
 ◆ 設置単位の再点検
 ◆ 審議事項の透明化

5. 監事の役割の強化

◆ ガバナンスの監査
 ◆ 常勤監事の配置

<国公立共通の支援>

- ☆ 制度改正を通じた支援(所要の法令改正)
 - ☆ 予算を通じた支援(学長裁量経費の拡充、ガバナンス改革の支援、補助事業の要件化)
 - ☆ 評価、監査、大学団体等との協力
- 教授会の審議事項の明確化
 ● 高度専門職の創設 等
- 制度改正

<国立大学法人への支援>

- ☆ 国立大学改革プランの確実な実施(ミッション再定義、改革構想(組織再編、資源再配分)への重点支援、年俸制等の導入等)
- ☆ 第3期中期目標・中期計画においてガバナンスにつき明記

制度改正

● 監事機能の強化 等

大学

国

社会

学長のビジョンへの理解、物心両面からの支援